

東京発電株式会社「（仮称）姫川第八発電所新設による再開発計画 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和4年11月28日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、「（仮称）姫川第八発電所新設による再開発計画 計画段階環境配慮書」について、東京発電株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県糸井川市
原動力の種類：水力
出 力：3.6万キロワット級

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和4年 9月 8日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年11月17日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和4年11月28日

問い合わせ先：電力安全課 長尾、一ノ宮

電話：03-3501-1742（直通）

(別紙)

東京発電株式会社「(仮称) 姫川第八発電所新設による再開発計画
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

本配慮書では、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の複数案を検討した結果、単一案としたとされているが、その検討過程の説明は十分とは言えない。

また、土捨場については、配置の可能性がある区域を広く設定することで、位置及び規模の複数案を設定し、事業実施に伴う生態系等に係る調査、予測及び評価が実施されている一方、区域の一部が森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林及び地すべり等防止法(明治33年法律第30号)に基づき指定された地すべり防止区域になっているほか、新潟県立自然公園条例(昭和43年条例第28号)に基づく白馬山麓県立自然公園の区域となっており、事業の位置の選定に当たって、これらの要素が十分に考慮されていない懸念がある。

このため、対象事業実施区域の検討に当たっては、複数案の検討及び想定区域からの絞り込みに関する検討経緯を方法書以降の図書に適切に記載するとともに、本意見で指摘した観点及び関係機関との調整を踏まえた上で、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

本事業は、新たに発電取水量の増加がなされることから、減水区間における河川水量の減少による水環境への影響が懸念される。

また、導水路はトンネル構造を採用しており、導水路ルート上にある複数の河川、沢等の地下を横断する計画であり、河川水及び地下水への影響が懸念される。

このため、水力発電設備及び附帯設備(以下「水力発電設備等」という。)の配置・構造(以下「配置等」という。)並びに工事計画の検討に当たっては、河川水量の減少

及び地下水位の低下による水環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、当該河川では、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく姫川水系河川整備計画が策定されていることから、正常流量の設定の考え方との整合を図りつつ、水環境への影響について、河川管理者の意見を踏まえ検討を行うこと。さらに、これらの結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講じることにより、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

（２）土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づき指定された砂防指定地及び地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川、沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、水力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

（３）動物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、餌場等の生息環境や繁殖行動への影響が懸念される。また、発電取水量の増加に伴う減水区間の河川水量の減少により、当該区間に生息する重要な鳥類、水生生物等の生息環境への影響が懸念される。このため、水力発電設備及び土捨場の配置、工事計画等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、これらの重要な動物への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、動物への影響を回避又は極力低減すること。

（４）廃棄物等

本事業の実施により廃棄物及び建設発生土が多く発生するおそれがあるため、今後の工事計画の検討に当たっては、廃棄物及び建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物及び建設発生土については、土質性状などの調査を行いその結果を踏まえて、可能な限り再生利用又は有効利用を図るとともに、適正な処理を行う計画とすること。

本事業計画の更なる検討に当たっては、以上の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。